

<目 次>	<目 次>
<p>第1章 千葉県海岸漂着物対策地域計画の目的及び位置づけ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 2. 地域計画の位置づけ 3. 地域計画の基本的な考え方 	<p>第1章 計画の基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的 2. 計画の位置付け 3. 千葉県海岸漂着物対策推進協議会
<p>第2章 千葉県の海岸</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海岸の特性 2. 海岸周辺における産業 3. 海岸漂着物の状況 	<p>第2章 千葉県の海岸</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海岸の特性 2. 海岸周辺における産業 3. 海岸漂着物等の状況
<p>第3章 千葉県における海岸漂着物対策の基本的方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海岸漂着物等の円滑な処理 2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制 3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 4. その他の海岸漂着物対策 	<p>第3章 海岸漂着物対策の現状と課題</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海岸漂着物等の処理に関する現状と課題 2. 海岸漂着物等の発生抑制に関する現状と課題 3. 多様な主体の役割分担と連携の確保に関する現状と課題
<p>第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 必要性 2. 重点区域の選定方法 3. 重点区域の選定基準 4. 重点区域として選定する海岸 5. 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容 6. 関係者の役割等 	<p>第4章 海岸漂着物対策の基本的方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 海岸漂着物等の円滑な処理 2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制 3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 4. その他の海岸漂着物対策 5. 関係者の役割等
<p>第5章 その他必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モニタリングの実施 2. 災害等の緊急時における対応 3. 計画の見直し 4. 計画の実施 	<p>第5章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 重点区域の選定の考え方 2. 重点区域の選定基準 3. 重点区域として選定する海岸 4. 重点区域における海岸漂着物対策の内容
<p>第5章 その他必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モニタリングの実施 2. 災害等の緊急時における対応 3. 計画の見直し 4. 計画の実施 	<p>第6章 その他必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モニタリングの実施 2. 災害等の緊急時における対応 3. 計画の見直し

第1章 千葉県海岸漂着物対策地域計画の目的及び位置づけ

1. 目的

千葉県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)及び「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下、「国の基本方針」という。)に基づき、「千葉県海岸漂着物対策地域計画」(以下、「地域計画」という。)を策定し、海岸の良好な景観、多様な生物の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等の総合的な海岸環境の保全を図るものである。

2. 地域計画の位置づけ

本計画は、海岸漂着物処理推進法第14条の規定により都道府県が作成する地域計画である。

3. 地域計画の基本的な考え方

(1) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物処理推進法及び国の基本方針に基づき、千葉県のかげがえのない豊かな海岸環境を、将来にわたって県民が享受できるように守り、育んでいくために必要な、海岸漂着物等^(※1)の適正な処理及び発生抑制を推進するため、県、海岸管理者、市町村、県民等が担うべき適切な役割分担や取組を示し、継続的に地域で海岸漂着物対策が円滑にできる仕組みを構築していくための方向性を示すものである。

(2) 海岸漂着物等の円滑な処理

県内の海岸漂着物等の現状及び課題等を把握するとともに、海岸漂着物対策を重点的に実施すべき箇所を定めて回収処分等を行うとともに、今後の継続的な地域活動を行いやすい環境を作り出すものである。

(3) 海岸漂着物等の発生抑制

環境教育や普及啓発を通して広く県民に海岸漂着物の問題を認識してもらい、海岸漂着物等の適正な処理及び発生抑制への理解促進と、生活系ごみや事業系ごみの投棄の防止など環境保全に対する意識の高揚ならびにモラルの向上を図り、海岸漂着物等の発生を抑制する取組を進めるものである。

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

この計画は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)及び「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)に基づき、**海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域を定め、優先的に処理を実施することにより、本県における海岸の良好な景観、多様な生物の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等の総合的な海岸環境の保全を図ることを目的とする。**

2. 計画の位置付け

この計画は、海岸漂着物処理推進法第14条の規定により県が作成する地域計画であり、計画の推進に当たっては、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)**、海岸法、循環型社会形成推進基本法等の関連法令に基づく施策と連携を図るものとする。

3. 千葉県海岸漂着物対策推進協議会

海岸漂着物対策は、多様な主体が参加・連携して、相互に情報を共有し、意思疎通を図りながら進めていくことが重要である。

そのため、国、県、市町村、海岸管理者、民間団体等で構成する千葉県海岸漂着物対策推進協議会を設置し、関係者間の円滑な意思疎通と連絡調整を図るものとする。

第2章 千葉県の海岸

1. 海岸の特性

本県は、三方を海に囲まれ、総海岸線延長は約535kmを有している。

東には断崖絶壁で雄大な景観の犬吠埼や屏風ヶ浦、日本有数の砂浜で白砂青松の九十九里浜があり、銚子の犬吠埼や屏風ヶ浦周辺は水郷筑波国定公園、九十九里浜は県立九十九里自然公園に指定されている。

南は岩礁や砂浜が入り組み変化に富んだ景観の外房・南房総海岸があり、外房の太東崎から内房の富津岬までは南房総国定公園に指定されている。

西の東京湾沿岸には、遠浅で多様な生物が生息する貴重な干潟などが残されている。

また、太平洋に面した砂浜ではアカウミガメの産卵やハマヒルガオ等の海浜植物群生が確認されており、貴重な動植物の生息場となっている。

2. 海岸周辺における産業

本県の海岸は、その風光明媚な情景や豊かな自然環境が、重要な観光資源となっており、県では、「花と海 心やすらぐ千葉の旅」をキャッチフレーズに「観光立県千葉」を目指し施策を推進している。平成22年には約230万人が海水浴場を利用しており、一年を通して、サーフィン・水上バイク等のマリンスポーツやブルーツーリズム、釣り・潮干狩り等のレジャーに訪れる人も多く、観光は重要な産業となっている。

また、水産資源に恵まれ、平成21年(概数)の海面漁業漁獲量は、約19万tと全国第4位で、貝類や海藻類などは全国上位に位置しており、千葉県沿岸で育まれた恵みは、本県のみならず首都圏近郊を始めとする各地の家庭の食卓を彩り、漁業は重要な産業の一つに位置付けられている。

3. 海岸漂着物の状況

(1) 海岸漂着物の状況

本県の海岸に漂着する物は、流竹木及び海藻などの自然物、ペットボトル・食品の包装容器などの生活系ごみ、漁網・ブイなどの漁業関連物、廃ビニールなどの農業関連物などの事業系ごみ等、多種多様な物が年間を通して漂着しており、場所によっては堆積している状況にある。これらの海岸漂着物のほか、不法投棄や海岸利用者等の持ち込み物の散乱などが海岸周辺に見られている。

また、大量の海岸漂着物等により、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。

海岸漂着物の特徴としては、河川上流からの流下物が主であり、特に県中央部から南部地域の河川流域では山林・竹林等が形成されており、大雨や台風の後などに多量の流竹木等の漂着が度々見られるとともに、豊かな海からは波浪等により海藻が多量に漂着しており、その処理に苦慮している状況である。

第2章 千葉県の海岸

1. 海岸の特性

本県は、三方を海に囲まれ、総海岸線延長は約535kmを有している。

東には断崖絶壁で雄大な景観の犬吠埼や屏風ヶ浦、日本有数の砂浜で白砂青松の九十九里浜があり、銚子の犬吠埼や屏風ヶ浦周辺は水郷筑波国定公園、九十九里浜は県立九十九里自然公園に指定されている。

南は岩礁や砂浜が入り組み変化に富んだ景観の外房・南房総海岸があり、外房の太東崎から内房の富津岬までは南房総国定公園に指定されている。

西の東京湾沿岸には、遠浅で多様な生物が生息する貴重な干潟などが残されている。

また、太平洋に面した砂浜ではアカウミガメの産卵やハマヒルガオ等の海浜植物群生が確認されており、貴重な動植物の生息場となっている。

2. 海岸周辺における産業

本県の海岸は、その風光明媚な情景や豊かな自然環境が、重要な観光資源となっており、県では、「おもてなし半島・ちば」をキャッチフレーズに「観光立県ちば」を目指し施策を推進している。平成27年には約150万人が海水浴場を利用しており、一年を通して、サーフィン・水上バイク等のマリンスポーツやブルーツーリズム、釣り・潮干狩り等のレジャーに訪れる人も多く、海岸周辺の観光は重要な産業となっている。

また、水産資源に恵まれ、平成27年の海面漁業漁獲量(概数)は、約11万トンと全国第11位で、貝類や海藻類などは全国上位に位置しており、千葉県沿岸で育まれた恵みは、本県のみならず首都圏近郊を始めとする各地の家庭の食卓を彩り、漁業は重要な産業の一つに位置付けられている。

3. 海岸漂着物等の状況

本県の海岸漂着物は、流竹木及び海藻などの自然物、ペットボトル・食品の容器包装などの生活系ごみ、漁網、ブイ、廃ビニールなどの事業系ごみ等、多種多様なものがあるが、河川上流からの流下物が主である。特に県中央部から南部地域の河川流域では山林・竹林等が形成されており、大雨や台風の後などに多量の流竹木等の漂着が度々見られるとともに、豊かな海からは波浪等により海藻が多量に漂着しており、その処理に苦慮している状況である。そのほか、不法投棄によるごみの散乱も見られる。

海岸漂着物等は、

- ・岩礁海岸、防波堤、消波ブロックの付近などアクセスしにくい場所にも漂着すること
- ・砂や水分、塩分が付着していること
- ・波や紫外線で劣化し、破碎されていること

などの性質を有しており、回収、分別、処分が困難な場合がある。

これらの海岸漂着物等により、生態系を含む海岸の環境の悪化、白砂青松と呼ばれる美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等が懸念される。

<図1 千葉県内の国定公園・県立自然公園位置図>

<図2 平成28年度 海水浴場水質調査地点図>

<図3 千葉県内の漁港位置図>

(2) 海岸漂着物対策の状況

海岸の清掃は、主に市町村職員による海岸清掃や地域住民等のボランティア活動として行われてきており、近年では、ボランティア活動が広域的に行われるケースも多くなってきている。多くの市町村では、こうした活動を継続していくため、ボランティア活動に対して、資材の支給や回収された海岸漂着物等の収集・処分などを行い、地域活動を支援する取組みが進んでいる。市町村によっては、ボランティア活動への支援の他、海水浴場の開設に伴い、海岸清掃を観光協会等へ委託するケースやシルバー人材センターへ依頼するケースが見られる。

なお、地域住民によるボランティア活動は主に人力で行われていることから、清掃や回収にも限界があり、大雨や台風の後などに漂着する、大量の流竹木等については、市町村及び海岸管理者が業者への委託等により回収処理を行っているのが現状である。

県では、行政と共に地域住民が地域づくりの一員・担い手となって県の河川や海岸の環境保全活動に携わっていく「千葉県河川海岸アダプトプログラム」^(※2)により、市民と行政のパートナーシップの体制づくりを進めている。

(3) 海岸漂着物処理の問題点と今後の課題

① 海岸漂着物が景観や環境、さらには、地域生活に大きな影響を与えている場所が一部に見られるが、清掃場所までの進入路が無く、搬出等が困難な場所や防波堤、消波ブロック等の近くで危険性を伴うケースがあり、地域活動では対応ができないなどの問題がある。

② 海岸漂着物が、回収が困難な場所にあること、そのままでは回収困難な大きさであること、水や塩分を含んだり、砂に一部埋もれるなどした状態であることも多く、回収及び処分には多大な費用が伴うことから処理が進まないなどの問題がある。

③ 海岸漂着物処理推進法が施行されたことから、今後、海岸管理者、市町村、民間団体など関係者の役割を明確化し、将来にわたって持続的に海岸漂着物等の処理等が推進できる協力体制を作る必要がある。

④ 海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で、従来からの地域住民や民間団体、利用者等による活動は不可欠となっているため、地域の自主的、積極的な取組が継続されるよう支援し、地域に密着した協力体制づくりを進めることが重要である。

その際には、地域住民や民間団体、利用者等が行っている年間の地域活動の状況を十分に把握することが大切である。

第3章 海岸漂着物対策の現状と課題

県では、海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制、多様な主体の役割分担と連携の確保を施策の柱として、これまで海岸漂着物対策を進めてきたが、依然として解決すべき課題があるほか、自然災害の頻発化、激甚化など海岸漂着物を取り巻く状況にも変化がみられる。

1. 海岸漂着物等の処理に関する現状と課題

(1) 本県の海岸では、主に市町村職員による清掃のほか、地域住民や民間団体等のボランティア活動による清掃が行われており、ボランティア活動が広域的に行われるケースもある。

(2) 多くの市町村では、こうした活動を継続していくため、ボランティア活動に対して、資材の支給や回収された海岸漂着物等の収集・処分などを行い、地域活動を支援する取組が進んでいる。市町村によっては、ボランティア活動への支援のほか、海水浴場の開設に伴い、海岸清掃を観光協会等へ委託するケースやシルバー人材センターへ依頼するケースも見られる。

(3) 地域住民等によるボランティア活動は主に人力で行われていることから、清掃や回収にも限界があり、大雨や台風の後などに漂着する大量の流竹木等については、市町村及び海岸管理者が業者への委託等により回収処理を行っているのが現状である。

(4) また、近年、自然災害の頻発化により、海岸漂着物の集積する量が増加しており、また、自然災害の激甚化により、他県の災害に起因する海岸漂着物が、従来よりも広域かつ大量に漂着する事例が発生している。これらの災害に伴い緊急に処理が必要なケースに対して、機動的な対応が求められている。

2. 海岸漂着物等の発生抑制に関する現状と課題

(1) 本県の海岸漂着物の特徴として、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着する本県由来のごみが主である。これらの海岸漂着物には、洪水や台風等の災害による流木等の自然由来の物のほか、住民の日常生活に伴って発生した生活系ごみや、産業活動に伴って発生した事業系ごみも多く含まれている。

(2) そのため、海岸漂着物の問題は、海岸を有する地域のみならず、すべての地域において共通の課題であるとの認識に立ち、海岸漂着物等になる可能性のあるごみの発生抑制に努めることが必要であり、3Rの推進によるごみの減量・再生利用や、不法投棄の防止等の環境教育や普及啓発の果たす役割は、依然として大きいものがある。

3. 多様な主体の役割分担と連携の確保に関する現状と課題

(1) 海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて漂着するものであるため、海岸漂着物の問題においては、海岸を有する地域だけではなく、広範な県民の協力が不可欠である。

そのため、海岸漂着物等の処理等に関する県民の意識の高揚が図られ、県民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要である。

(2) 地域住民や民間団体のボランティア活動による海岸清掃は、海岸の清潔保持のみならず、市町村の財政負担を軽減することにも貢献しており、海岸環境の保全を図る上で不可欠なものとなっているが、人口の減少や高齢化で、地域住民の活動がこれまでのように期待できない地域が出てきている。

そのため、住民の自主的な取組を支援しながら、地域の実情に即した持続的な連携・協力体制を構築することが重要である。

(3) 県民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に応じて自発的な意思のもとで海岸漂着物への取組に参加するものであり、このような自発的な意思は、活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となるものである。

(4) 特に、民間団体等は、地域に根付いた海岸の清掃活動等やその発生抑制において、自ら主体となって活動を行うことに加え、県民による活動の促進のための環境教育や普及啓発等への参画を通じ、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な役割を果たすことが期待される。民間団体等は、自らの活動で培った豊富な知見や幅広いネットワークを有しており、行政と民間団体等が相互に連携を図り、それらの活用を図ることも重要である。

(5) また、県では、行政と共に地域住民等が地域づくりの一員・担い手となって県の河川や海岸の環境保全活動に携わっていく「千葉県河川海岸アダプトプログラム」により、住民と行政のパートナーシップの体制づくりを進めている。

第3章 千葉県における海岸漂着物対策の基本的方向性

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理とその効果的な発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図ることを目的として行う。

1. 海岸漂着物等の円滑な処理

海岸漂着物等が海岸に集積することにより、現に海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の処理を進めることにより、海岸の清潔の保持に加え、海岸漂着物等の海域への流出防止による海洋環境の保全にも繋がることから機動的な処理に努めることが重要である。

このような観点から、以下の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理を図る。

(1) 海岸管理者等^(※3)の処理の責任等**①海岸管理者等の処理**

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

その際には、海岸漂着物対策の経緯や地域の実情等を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとする。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるように努めるものとする。

②市町村の協力

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を市町村等の廃棄物処理施設で処分することなど、海岸管理者等又は占有者等に協力するものとする。

なお、海岸漂着物等の処理に係る市町村の協力の在り方については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成を図るものとする。

(2) 市町村の要請

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

なお、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえて、その内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(3) 地域外からの海岸漂着物に対する連携等**①他都県への協力の求め**

県は、海岸漂着物の多くが他の都県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、当該都県知事に対して、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求める。

第4章 海岸漂着物対策の基本的方向性

海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理とその効果的な発生抑制を**施策の両輪とし、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を通じて**、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るものとする。

1. 海岸漂着物等の円滑な処理

海岸漂着物等が海岸に集積することにより、現に海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の処理を進めることにより、海岸の清潔の保持に加え、海岸漂着物等の海域への流出防止による海洋環境の保全にも**繋がるものである**。

このような観点から、以下の基本的事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理に**努めるものとする**。

(1) 海岸管理者等の処理の責任等**①海岸管理者等の処理**

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

その際には、海岸漂着物対策の経緯や地域の実情等を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとする。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるように努めるものとする。

②市町村の協力

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等と連携して海岸漂着物等の回収を行うことや、回収された海岸漂着物等を市町村等の廃棄物処理施設で処分することなど、海岸管理者等又は占有者等に協力するものとする。

なお、海岸漂着物等の処理に係る市町村の協力の在り方については、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成を図るものとする。

(2) 市町村の要請

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

なお、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえて、その内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるものとする。

(3) 地域外からの海岸漂着物に対する連携等**①他都県への協力の求め**

県は、海岸漂着物の多くが他の都県の区域から流出したものであることが**明らか**であると認めるときは、当該都県知事に対して、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求める。

また、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の都県知事の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他の都県知事に協力を求める。

②他都県への協力

他の都県から協力を求められた場合には、その趣旨を踏まえて、必要があると判断した場合には、海岸漂着物の処理及びその発生抑制等のために所要の措置を講じる。

(4) 海岸漂着物等の適正処理等

①海岸漂着物等の適正処理

回収された海岸漂着物等については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて適正に収集、運搬及び処分を行うものとする。

②不法投棄物の適正処理

海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合には、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃棄物処理法その他の関係法令の規定により、当該原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じる。

③船舶から流出した油等の措置

船舶から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図る。

④災害廃棄物等の適正処理

県及び市町村は、洪水や台風等の災害等に起因して大規模に漂着した流木やごみ等の海岸漂着物の処理について、国と連携し災害関連制度の活用等による緊急的な処理が円滑に実施できるように努める。

⑤国への協力の求め

県は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認め、特に必要がある場合には環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求める。

(5) 県における技術支援等

県は、海岸管理者等や占有者等による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、技術的支援等を行うものとする。

また、市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合にも、海岸管理者等への支援等の一環として、当該市町村に対しても技術支援等を行う。

2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

本県の海岸漂着物の特徴として、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着する本県由来のごみが主であると考えられる。

これらの海岸漂着物には、洪水や台風等の災害による流木等の自然由来の物のほか、県民生活に伴って発生するごみ等も数多く海岸に漂着している。

また、海岸管理者等の要請に基づく場合のほか、他の都県知事の協力を必要とする状況が生じていると判断する場合には、海岸管理者等の意見を聴いた上で、他の都県知事に協力を求める。

②他都県への協力

他の都県から協力を求められた場合には、その趣旨を踏まえて、必要があると判断した場合には、海岸漂着物の処理及びその発生抑制等のために所要の措置を講じる。

(4) 海岸漂着物等の適正処理等

①海岸漂着物等の適正処理

回収された海岸漂着物等については、**廃棄物処理法**に基づいて適正に収集、運搬及び処分を行うものとする。

なお、処理に当たっては、流竹木を堆肥化や燃料化するなど、可能な限りバイオマスとしての活用を図るものとする。

②不法投棄物の適正処理

海岸に漂着している物が不法投棄等によって生じたものであって原因者の特定が可能な場合には、海岸漂着物処理推進法の規定にかかわらず、廃棄物処理法その他の関係法令の規定により、当該原因者の責任においてその処理がなされるよう必要な措置を講じる。

③船舶から流出した油等の措置

船舶から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図る。

④災害廃棄物等の機動的な処理

県及び市町村は、洪水や台風等の災害等に起因して大規模に漂着した流木やごみ等の海岸漂着物の処理について、国と連携し災害関連制度の活用等による緊急的な処理が円滑かつ**機動的**に実施できるように努める。

⑤国への協力の求め

県は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認め、特に必要がある場合には環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求める。

(5) 県における技術支援等

県は、海岸管理者等や占有者等による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、技術的支援等を行うものとする。

また、市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合にも、海岸管理者等への支援等の一環として、当該市町村に対しても技術支援等を行う。

2. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

海岸漂着物対策では、海岸漂着物等の円滑な処理だけでなく、海岸漂着物等を発生させないための取組が重要である。

このことから、海岸漂着物の問題は、海岸を有する地域のみならず、すべての地域において共通の課題であるとの認識に立ち、海岸漂着物等の処理の推進に加え、その効果的な発生抑制に努めることが必要である。

(1) 3R^{※4)}の推進による循環型社会の形成

海岸漂着物等には、県民生活に伴って発生したごみが数多く含まれていることから、海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努めることが重要である。

県及び市町村は、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」に規定する基本原則に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）」をはじめとする各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を図り、廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正な処分を確保することによって資源循環型社会の形成に努めるものとする。

(2) 発生の状況及び原因に関する実態把握

①海岸漂着物等に関する調査

県及び市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため必要な調査を行うよう努める。

②情報の共有

県及び市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や原因等の調査の結果等について、関係者間で情報を共有するとともに、インターネット等を活用して積極的に県民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を図るよう努める。

また、海岸漂着物等の実態については、民間団体等や学識経験者による調査活動の結果を収集・整理し、施策に活用するように努める。

(3) ごみ等の適正な処理等の推進

海岸漂着物等には、生活系ごみや事業活動に利用され不要となった用具等が含まれていることから、これらを廃棄物として適正に処分することは、ひいては海岸漂着物等の発生抑制にも資すると考えられる。

県民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、日常生活で生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組を通じて海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

また、事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物のリサイクル等を図るとともに適正に処分することにより、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

(4) ごみ等の投棄の防止等

①不法投棄に関する規制措置の実施

ごみ等の不法投棄については、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されていることから、県及び市町村は、海岸漂着物等の発生抑制を図るため、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な実施に努める。

そのため、海岸漂着物の問題は、海岸を有する地域のみならず、すべての地域において共通の課題であるとの認識に立ち、**3Rの推進、環境教育、普及啓発等を通じて、その効果的な発生抑制に努めるものとする。**

(1) 3Rの推進による循環型社会の形成

県及び市町村は、**循環型社会形成推進基本法**に規定する基本原則に基づき、**容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律**をはじめとする各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、**3R**の推進を図り、廃棄物の発生抑制と廃棄物の適正な処分を確保することによって**循環型社会**の形成に努めるものとする。

(2) 発生の状況及び原因に関する実態把握

①海岸漂着物等に関する調査

県及び市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため必要な調査を行うよう努める。

②情報の共有

県及び市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や原因等の調査の結果等について、関係者間で情報を共有するとともに、インターネット等を活用して積極的に県民に広報し、海岸漂着物等の問題に関する普及啓発を図るよう努める。

また、海岸漂着物等の実態については、民間団体等や学識経験者による調査活動の結果を収集・整理し、施策に活用するように努める。

(3) ごみ等の適正な処理等の推進

県民は、生活系ごみの減量化や再生品の使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、日常生活で生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルのための分別収集への協力等の取組を通じて海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

また、事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物のリサイクル等を図るとともに適正に処分することにより、海岸漂着物等の発生抑制に努めるものとする。

(4) ごみ等の投棄の防止等

①不法投棄に関する規制措置の実施

ごみ等の不法投棄については、廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されていることから、県及び市町村は、海岸漂着物等の発生抑制を図るため、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な実施に努める。

②県民の意識の高揚とモラルの向上

海岸漂着物等には、生活系ごみや身近な散乱ごみに起因するものが多く含まれ、これらは、山、川、海へとつながる水の流れを通じて漂着するものであるため、海岸を有する地域だけでなく、広く県民が海岸漂着物等の問題を認識し、ごみの散乱や不法投棄の防止を図ることが必要である。

県及び市町村は、県民に対して海岸漂着物等の実態や問題の周知を図り、インターネット、パンフレット等を活用して、ごみの散乱防止、不法投棄等に係る環境教育及び普及啓発を促進し、県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上に努めるものとする。

③陸域等における投棄の防止

県及び市町村は、森林、農地、市街地、河川、海岸等、我々の日常の暮らしに関わる場所で、それぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講じ、ごみ等の投棄の防止を図るものとする。

また、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努めるものとする。

(5) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

海岸漂着物には、森林、農地、市街地、河川、海岸等の土地から河川その他の公共の水域を経由し海域に流出した、生活系ごみ等や流竹木等の自然由来のものがみられる。

このため、県民及び事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散しないように、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理することにより海岸漂着物の発生抑制に努める必要がある。

また、県及び市町村は土地の管理者等に対し、土地の適正管理等に関し必要な助言及び指導を行うよう努める。

あわせて、土地の占有者又は管理者は、当該土地において、イベントや露天の営業等の一時的な事業活動やその他の活動を行う者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処分に関し必要な要請を行うことにより、これらの事業活動に伴って生じるごみ等の流出又は飛散の防止に努める。

(6) 海域における漂流物等の回収対策の推進

海岸漂着物は、海域を漂流した後に漂着するものであるため、船舶の航行障害の除去や漁場環境の保全の観点から、海域に漂流する流木や漂流ごみ等（以下「漂流物」という。）や海底に堆積又は散乱するごみ等（以下「海底の堆積物」という。）の回収対策を講ずることは、海岸漂着物の発生抑制に資するものである。

このため、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、閉鎖性海域等における漂流物の回収対策の推進を図るよう努めるとともに、浅海域における海底の堆積物の回収対策の推進を図るよう努める。

3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策に際しては、国、県、市町村、県民、民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組みを進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。

②県民の意識の高揚とモラルの向上

県及び市町村は、**ごみの散乱や不法投棄を防止するため**、県民に対して海岸漂着物等の実態や問題の周知を図り、インターネット、パンフレット等を活用して、ごみの散乱防止、不法投棄等に係る環境教育及び普及啓発を促進し、県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上に努めるものとする。

③陸域等における投棄の防止

県及び市町村は、森林、農地、市街地、河川、海岸等、我々の日常の暮らしに関わる場所で、それぞれの発生原因の特性に応じて必要な措置を講じ、ごみ等の投棄の防止を図るものとする。

また、パトロール等の監視活動の実施による不法投棄の抑制や早期発見、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施によるごみ等の投棄がしにくい地域環境の創出等に努めるものとする。

(5) ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

県民及び事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散しないように、その所持する物や管理する**森林、農地等の**土地を適正に維持・管理することにより、**海岸漂着物の発生抑制に努めるものとする。**

また、県及び市町村は土地の管理者等に対し、土地の適正管理等に関し必要な助言及び指導を行うよう努める。

あわせて、土地の占有者又は管理者は、当該土地において、イベントや露天の営業等の一時的な事業活動やその他の活動を行う者に対して、事業活動に用いる器材等の適切な管理やごみ等の適正な処分に関し必要な要請を行うことにより、これらの事業活動に伴って生じるごみ等の流出又は飛散の防止に努める。

(6) 海域における漂流物等の回収対策の推進

海岸漂着物は、海域を漂流した後に漂着するものであるため、船舶の航行障害の除去や漁場環境の保全の観点から、海域に漂流する流木や漂流ごみ等（以下「漂流物」という。）や海底に堆積又は散乱するごみ等（以下「海底の堆積物」という。）の回収対策を講ずることは、海岸漂着物の発生抑制に資するものである。

このため、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、閉鎖性海域等における漂流物の回収対策の推進を図るよう努めるとともに、浅海域における海底の堆積物の回収対策の推進を図るよう努める。

3. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策に際しては、国、県、市町村、県民、民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担の下で、それぞれの立場から**自主的かつ積極的に取組**を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ**連携・協力を図るものとする。**

(1) 県民、民間団体等の積極的な参画の促進

海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて漂着するものであるため、海岸漂着物の問題においては、海岸を有する地域だけではなく、広範な県民の協力が不可欠であり、海岸漂着物等の処理等に関する県民の意識の高揚が図られ、県民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要である。

県及び市町村は、海岸漂着物等の問題に関する知識の普及やボランティアに関する情報の提供等を行い、県民、民間団体間等の連携・協力を図り、積極的な参画が円滑にできるように、海岸漂着物等の処理等の推進における県民の意識の高揚に努める。

(2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

県民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に応じて自発的な意思のもとで海岸漂着物への取組に参加するものであり、このような自発的な意思は、活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となるものである。

県及び市町村は、県民や民間団体との連携に際しては、その自発性や主体性を尊重し、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参画し相互に連携していくために、各主体間における公正性や透明性の確保に努めるものとする。

(3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援**①民間団体等との緊密な連携**

民間団体等は、地域に根付いた海岸の清掃活動等やその発生抑制において、自ら主体となって活動を行うことに加え、県民による活動の促進のための環境教育や普及啓発等への参画を通じ、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な役割を果たすことが期待される。

県及び市町村は、海岸漂着物対策の推進にあたり、地域に貢献するとともに重要な役割を果たしている民間団体等と緊密な連携を図り、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援等を行うとともに、各種の助成制度等に関する情報の提供を行い民間団体等の活動の支援に努める。

②民間団体等の知見等の活用

民間団体等においては、自らの活動で培った豊富な知見や幅広いネットワークを有しており、行政と民間団体等が相互に連携を図り、それらの活用を図ることも重要である。

県及び市町村は、千葉県海岸漂着物対策推進協議会等の機会を活用して民間団体等との連携を図ることによって、海岸漂着物対策に係る経験や技術及びネットワーク等を活用するように努める。

③民間団体等の活動における安全性の確保

県及び市町村は、民間団体等が行う海岸漂着物等の回収に際し、医療廃棄物やガスボンベ等の危険物に対する必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及、技術的支援、助言等を行い回収における安全性の確保に努める。

(1) 県民、民間団体等の積極的な参画の促進

県及び市町村は、海岸漂着物等の問題に関する知識の普及やボランティアに関する情報の提供等を行い、県民、民間団体間等の連携・協力を図り、積極的な参画が円滑にできるように、海岸漂着物等の処理等の推進における県民の意識の高揚に努める。

(2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

県及び市町村は、県民や民間団体との連携に際しては、その自発性や主体性を尊重し、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参画し相互に連携していくために、各主体間における公正性や透明性の確保に努めるものとする。

(3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援**①民間団体等との緊密な連携**

県及び市町村は、海岸漂着物対策の推進にあたり、地域に貢献するとともに重要な役割を果たしている民間団体等と緊密な連携を図り、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援等を行うとともに、各種の助成制度等に関する情報の提供を行い民間団体等の活動の支援に努める。

②民間団体等の知見等の活用

県及び市町村は、千葉県海岸漂着物対策推進協議会等の機会を活用して民間団体等との連携を図ることによって、海岸漂着物対策に係る経験や技術及びネットワーク等を活用するように努める。

③民間団体等の活動における安全性の確保

県及び市町村は、民間団体等が行う海岸漂着物等の回収に際し、医療廃棄物やガスボンベ等の危険物に対する必要な情報の提供、危険物管理等に関する知識の普及、技術的支援、助言等を行い、回収における安全性の確保に努める。

4. その他の海岸漂着物対策

(1) 環境教育及び普及啓発

海岸漂着物等は県民生活に起因するところが多いことから、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、すべての県民が当事者意識を持ち自主的・積極的な取組に参画するよう促すことが重要である。

①環境教育の推進

県及び市町村は、海岸清掃等への参加による体験活動や海岸漂着物等に係る現状、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興に努める。

②普及啓発

県、海岸管理者等、市町村は、インターネット、パンフレット等を活用して、地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物の実態や海岸漂着物対策の実施状況等に関して周知を図る等、普及啓発に努める。

③環境教育及び普及啓発における民間団体等との連携

県、海岸管理者等、市町村は、自主的に清掃キャンペーン等を行っている民間団体等と連携を図り環境教育や普及啓発に際して、その有する豊富な知見やネットワークの活用を努める。

(2) 海岸漂着物対策活動推進員等の活用

海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、県、海岸管理者等、市町村が行う海岸漂着物対策への協力を担う主体であり、地域のパートナーシップづくりの中核の主体の一つとしての役割が期待される。

県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体が住民や民間団体への情報提供や海岸漂着物等の処理等に関する助言等による関係者間の連携の確保や普及啓発に際し重要であるとの認識を持ち、将来的な活用について検討するものとする。

(3) 技術開発、調査研究等結果の活用及び普及

①効率的・効果的な回収方法の活用

県、海岸管理者等、市町村は、国が推進する海岸漂着物等の効率的かつ効果的な回収に向けた手法の調査研究結果等を積極的に活用するように努める。

②海岸漂着物等の処分等に関する技術の活用

県、海岸管理者等、市町村は、国が推進する多種類の物質を含む海岸漂着物等の適正かつ効率的な処分に係る処理技術の研究や技術開発、循環型社会にふさわしい最適な処理やリサイクル技術に関する調査研究結果等を積極的に活用するように努める。

③国の調査への協力

県、海岸管理者等、市町村は、国が推進する海岸漂着物等の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法に係る調査研究に協力する。

④調査結果等の普及等

県、海岸管理者等、市町村は、国が推進する効率的・効果的な回収方法の調査研究結果等の普及に努める。

4. その他の海岸漂着物対策

(1) 環境教育及び普及啓発

海岸漂着物等は県民生活に起因するところが多いことから、海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、すべての県民が当事者意識を持ち自主的・積極的な取組に参画するよう促すことが重要である。

①環境教育の推進

県及び市町村は、海岸清掃等への参加による体験活動や海岸漂着物等に係る現状、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興に努める。

②普及啓発

県、海岸管理者等、市町村は、インターネット、パンフレット等を活用して、地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物の実態や海岸漂着物対策の実施状況等に関して周知を図る等、普及啓発に努める。

③環境教育及び普及啓発における民間団体等との連携

県、海岸管理者等、市町村は、自主的に清掃キャンペーン等を行っている民間団体等と連携を図り環境教育や普及啓発に際して、その有する豊富な知見やネットワークの活用を努める。

(2) 海岸漂着物対策活動推進員等の活用

海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、県、海岸管理者等、市町村が行う海岸漂着物対策への協力を担う主体であり、地域のパートナーシップづくりの中核の主体の一つとしての役割が期待される。

県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体が住民や民間団体への情報提供や海岸漂着物等の処理等に関する助言等による関係者間の連携の確保や普及啓発に際し重要であるとの認識を持ち、将来的な活用について検討するものとする。

(3) 技術開発、調査研究等結果の活用及び普及

①効率的・効果的な回収方法の活用

県、海岸管理者等、市町村は、国が推進する海岸漂着物等の効率的かつ効果的な回収に向けた手法の調査研究結果等を積極的に活用するように努める。

②海岸漂着物等の処分等に関する技術の活用

県、海岸管理者等、市町村は、国が推進する多種類の物質を含む海岸漂着物等の適正かつ効率的な処分に係る処理技術の研究や技術開発、循環型社会にふさわしい最適な処理やリサイクル技術に関する調査研究結果等を積極的に活用するように努める。

③国の調査への協力

県、海岸管理者等、市町村は、国が推進する海岸漂着物等の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する手法に係る調査研究に協力する。

④調査結果等の普及等

県、海岸管理者等、市町村は、国が推進する効率的・効果的な回収方法の調査研究結果等の普及に努める。

5. 関係者の役割等

海岸漂着物対策等の推進には、環境保全に対する県民の意識の高揚とモラルの向上を図りつつ、国、県、海岸管理者等、市町村、地域住民、民間団体等の多様な主体が、それぞれの取組等を尊重し、関係者の適切な役割分担や相互の連携の下、継続した取組を進めることが必要である。

(1) 県の主な役割

広域的な観点から、県全体の地域計画を作成して進行管理を行うとともに、海岸管理者等、市町村等と協議の上、関係者間の役割分担、協力体制を構築する。

また、海岸漂着物対策に関する情報等の収集に努め、千葉県海岸漂着物対策推進協議会等を活用し関係者間で情報の共有を図り、継続した取組を支援する。

環境教育の推進やインターネット、パンフレット等の広報手段を活用した普及啓発の実施に努める。

(2) 海岸管理者等の主な役割

管理する海岸の状況を把握し、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため、関係者等の協力を得て必要な措置を講ずるものとする。

また、市町村等と協力し、地域住民や利用者等が自主的・積極的に海岸清掃活動に取り組めるような支援措置や環境づくりに努める。

(3) 市町村の主な役割

地域住民と深い繋がりを持つことから、地域に密着した環境づくりを進める上で、重要な役割を担っており、地域の実状に応じた目標や取組の方向等を明らかにすることや、県や海岸管理者等との連携により、地域の自主的・積極的な活動を支援していくことが望まれる。

具体的には、環境教育の推進やインターネット、パンフレット等の広報手段を活用した普及啓発を行うとともに、年間の地域活動状況を把握し、広く地域住民の協力を得るような広報活動並びに地域独自の活動の推進や、きめ細やかなサポートが考えられる。

また、海岸漂着物等の回収・運搬や市町村施設等でのごみの処分などの海岸管理者等への協力があげられる。

(4) 地域住民、民間団体、事業者等の主な役割

海岸漂着物等の問題を認識し、一人ひとりが日常生活において3R活動等に取り組む、ごみの削減を推進するとともに、地域での海岸清掃活動等に自主的・積極的に参加することにより環境への意識の高揚を図り良好な海岸環境を守っていくことが求められる。

民間団体等においては、豊富な経験に基づく知見やネットワークを活用し、県及び市町村等と連携して、海岸漂着物等の発生抑制に関する普及啓発等に参画することが望まれる。

事業者等においては、社会貢献の一環として、海岸清掃活動等への参画や支援等が望まれる。

<図4 関係者の役割分担及び相互協力のイメージ>

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(以下「重点区域」という。)とその内容

1. 必要性

県内の総海岸延長は約535kmにも及び、流竹木等の自然物、生活系ごみ、事業系ごみ等、多種多様な物が潮流の影響及び地形的な要因から漂着しており、一部の地域では通常の海岸清掃では対処しきれず、海岸漂着物等が現在も多量に残存している状況も見られ、海岸の景観や自然環境及び地域生活に大きな影響を与えている。

このことから、海岸漂着物等の回収・処分の必要性が高い区域を重点区域として選定し、効果的な対策を実施するための具体的な計画を策定し、優先的に海岸漂着物等の処理を実施するとともに、海岸漂着物等の発生抑制対策を併せて推進し、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るものとする。

また、他の区域の範となるケースを示すことにより、将来の海岸漂着物対策の効率的な施策に繋げるものとする。

2. 重点区域の選定方法

国の基本方針を踏まえ、本県における重点区域の選定基準を定め、沿岸市町村からの意見聴取や海岸漂着物等の詳細調査・現地調査等の結果から重点区域候補地を選定し、「千葉県海岸漂着物対策推進協議会」の協議に付した上で決定する。

＜重点区域の選定フロー＞

3. 重点区域の選定基準

本県の海岸漂着物等は、流竹木等の自然物、ペットボトル・食品の包装容器などの生活系ごみ、漁網・ブイなどの漁業関連物、廃ビニールなどの農業関連物などの事業系ごみ等、多種多様な物が潮流の影響及び地形的な要因から漂着しており、場所によっては現在も多量に残存している状況も見られ、海岸の景観や自然環境及び地域生活に大きな影響を与えている。

また、残存している海岸漂着物等は、再び海洋に漂流して、船舶・漁具の破損等の漁業被害の発生を及ぼすことや近傍の海岸にも拡散して再度漂着し海岸環境への被害を及ぼすことが危惧される。

さらに、大雨や台風の後などには多量の流竹木等が度々漂着し、その回収処理に苦慮している地域も見られる。

これらのことから、県としての重点区域の選定基準は、以下のとおりとする。

千葉県の重点区域の選定基準

海岸漂着物等の回収処理、普及啓発、民間団体等の連携、関係機関との連絡調整等について、市町村の協力が得られるとともに、潮流等の影響や地形的・地形的な要因などの自然条件等による海岸漂着物の定常的な集積が見られる区域において、次の優先順位により選定する。

○優先順位1

通常の清掃活動での対応が困難で、現在も漂着物が多量に残存している海岸。

(市町村詳細調査を基に、現地調査を行い判断する。)

第5章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(重点区域)

1. 重点区域の選定の考え方

県内の総海岸延長は約535kmにも及び、流竹木等の自然物、生活系ごみ、事業系ごみ等、多種多様な物が潮流の影響及び地形的な要因から漂着しており、一部の地域では通常の海岸清掃では対処しきれず、海岸漂着物等が現在も多量に残存している状況も見られ、海岸の景観や自然環境及び地域生活に大きな影響を与えている。

このことから、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域(重点区域)を選定し、優先的に海岸漂着物等の処理を実施するとともに、海岸漂着物等の発生抑制対策を併せて推進し、海岸における良好な景観及び環境の保全を図るものとする。

また、他の区域の範となるケースを示すことにより、将来の海岸漂着物対策の効率的な施策に繋げるものとする。

2. 重点区域の選定基準

重点区域の選定は、沿岸市町村からの意見聴取や海岸漂着物等の詳細調査・現地調査等の結果を踏まえ、海岸漂着物等の集積状況のほか、海岸の景観、生態系等の自然的条件や、海岸の利用状況、経済活動等の社会的条件を総合的に勘案して判断する。

具体的には、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する海岸の区域とする。

(1) 海岸漂着物等の集積状況

次に掲げる評価基準に該当する海岸。

評価指標	評価基準
海岸漂着物等の集積状況	多量の海岸漂着物等が定常的に集積し、通常の海岸清掃活動だけでは回収・処分が困難な海岸

(2) 海岸の自然的・社会的条件

次のいずれかの評価指標において、評価基準に該当する海岸。

評価指標	評価基準
自然的条件	保全すべき貴重な地形や良好な景観を有し、または保全すべき希少な動植物が息息する海岸

評価指標	評価基準
社会的条件	海水浴場、潮干狩り、保養地等の観光資源、漁業等の経済活動や、環境教育等の場として利用される海岸

○優先順位2

過去に災害等（大雨、台風、風等）により多量の漂着物が頻繁に漂着した海岸。

（市町村詳細調査を基に、その頻度、量、ゴミの種類、回収方法等により別途判断する。）

4. 重点区域として選定する海岸

沿岸市町村の海岸漂着物等の詳細調査及び現地調査結果等を踏まえ、千葉県重点区域の選定基準に照らし、以下の区域を選定する。

（1）館山市

【選定海岸】

館山海岸・船形漁港区域 L=約4,000m [平久里川河口一帯の海岸]

【海岸管理者】

県（河川局海岸・港湾区域・漁港区域）

【海岸の概要】

南房総国立公園内の、「日本の夕陽百選」に選定された美しい砂浜で、南房総の海の玄関口として、市の観光拠点となっており、年間を通じ多くの観光客や市民の憩いの場として利用されている。

平久里川からの流竹木等及び季節風により館山湾内のごみが年間を通して漂着している。

【選定理由】

- ①残存量 ・多量に残存している。（約150m³）
- ②災害等の発生頻度（過去5カ年間）
 - ・1回（北条海岸1回：平成19年）
- ③市の協力 ・ごみの運搬、普及啓発等は可能。
・ごみの処理は協議による。（処理施設：館山市清掃センター）

【地域の特徴】

- ①自然環境及び社会環境
 - ・南房総国立公園内の「日本の夕陽百選」に選定された美しい砂浜であり、良好な景観の保全が必要である。
 - ・館山観光栈橋があり、南房総の海の玄関口として観光の拠点となっており、景観保全を重視すべき箇所である。
 - ・背後地には住宅が林立しており、生活環境に与える影響が大きい。
- ②地域活動 ・大規模な清掃活動は年数回、小規模な清掃活動は年間を通し行われている。
- ③市の活動 ・臨時職員を雇用し、年間を通じ清掃を行っている。
・ボランティア活動に対する、ゴミ袋の提供と収集ごみの回収及び処分を行っている。

（以下略）

<重点区域として選定する海岸位置図>

3. 重点区域として選定する海岸

沿岸市町村の海岸漂着物等の詳細調査及び現地調査結果等を踏まえ、千葉県重点区域の選定基準に照らし、以下の区域を選定する。

（1）銚子市

【海岸名】銚子漁港海岸、君ヶ浜海岸、西明浦海岸

L=約4,900m



図5-1 重点区域位置図（銚子市）

ア 海岸管理者：県（水管理・国土保全局海岸／漁港区域）

イ 海岸漂着物等の集積状況

年間最大17トンの海岸漂着物等を回収・処理している。

平成27年度の大雨により、780トンの海岸漂着物等が集積した。

ウ 海岸の概要

（ア）自然的条件

- ・水郷筑波国立公園
- ・県指定銚子鳥獣保護区

（イ）社会的条件（海岸の利用状況）

- ・日本の渚百選「犬吠埼君ヶ浜海岸」（国土交通省）
- ・海水浴場「海鹿島」、「長崎」
- ・サーフポイント「君ヶ浜」
- ・漁業権設定（海藻など）

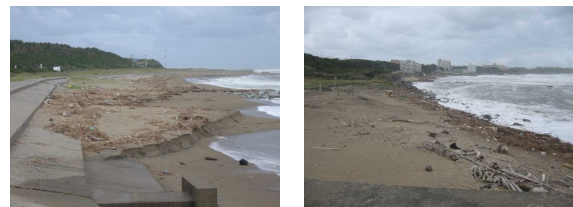


図5-2 重点区域の様子（銚子市）
（平成27年10月）

（以下略）

<図6 重点区域として選定する海岸位置図>

5. 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

各重点区域の実状を考慮して、海岸漂着物等の回収処理を実施するとともに、発生抑制対策及び普及啓発等を行い、本県の海岸漂着物対策の推進を図る。

各重点区域において、県、海岸管理者等、市町村及び関係者等が協力し、必要に応じ連絡会を開催し、連絡調整を行い、下記の事項について具体的な計画を作成する。

(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項

①海岸の自然的社会的条件等を勘察し、地域における海岸漂着物等の処理の主体、処理の方法、時期や頻度等について具体的に記載する。

②処理に関する事項の検討に際しては、海岸管理、海岸利用等に支障を生じないように配慮する。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

①重点区域における海岸漂着物等の発生抑制のために地域の関係者が実施する対策について、実施主体、内容、時期等を具体的に記載する。

②対策の検討に際しては、河川管理や農林水産業等に支障を生じないように配慮するとともに、土地の所有者等の理解を得ながら実施するよう努める。

(3) 普及啓発又は環境教育に関する方策

①重点区域における海岸漂着物の処理や発生抑制のための地域住民に対する広報等の普及啓発や環境教育の推進のための方策について、実施主体、内容、時期等を具体的に記載する。

6. 関係者の役割等

海岸漂着物等のほとんどは県内から発生したものであり、中には生活に密着したごみも数多く含まれており、これらは山、川、海へとつながり海岸に漂着している。

このことから、海岸漂着物対策等の推進には、環境保全に対する県民の意識の高揚とモラルの向上を図りつつ、国、県、海岸管理者等、市町村、地域住民、民間団体等の多様な主体が、それぞれの取組等を尊重し、関係者の適切な役割分担や相互の連携の下、継続した取組を進めることが必要である。

(1) 県の主な役割

広域的な観点から、県全体の地域計画を作成して進行管理を行うとともに、海岸管理者等、市町村等と協議の上、関係者間の役割分担、協力体制を構築する。

また、海岸漂着物対策に関する情報等の収集に努め千葉県海岸漂着物対策推進協議会等を活用し関係者間の情報の共有を図り継続した取組を支援する。

環境教育の推進やインターネット、パンフレット等の広報手段を活用した普及啓発の実施に努める。

4. 重点区域における海岸漂着物対策の内容

海岸漂着物処理推進法に基づく国の財政措置に応じて、各重点区域の実状を考慮した海岸漂着物等の回収処理を優先的に実施するとともに、発生抑制対策及び普及啓発等を行う。

各重点区域において、県、海岸管理者等、市町村及び関係者等が協力し、必要に応じ連絡会を開催して連絡調整を行い、下記の事項について具体的な計画を作成する。

(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項

海岸の自然的社会的条件等を勘察し、地域における海岸漂着物等の処理の主体、処理の方法、時期や頻度等について具体的に記載する。

処理に関する事項の検討に際しては、海岸管理、海岸利用等に支障を生じないように配慮する。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する事項

重点区域における海岸漂着物等の発生抑制のために地域の関係者が実施する対策について、実施主体、内容、時期等を具体的に記載する。

対策の検討に際しては、河川管理や農林水産業等に支障を生じないように配慮するとともに、土地の所有者等の理解を得ながら実施するよう努める。

(3) 環境教育又は普及啓発に関する事項

重点区域における海岸漂着物の処理や発生抑制のための地域住民に対する環境教育や広報等の普及啓発の推進のための方策について、実施主体、内容、時期等を具体的に記載する。

(2) 海岸管理者等の主な役割

管理する海岸の状況を把握し、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため、関係者等の協力を得て必要な措置を講ずるものとする。

また、市町村等と協力し、地域住民や利用者等が自主的・積極的に海岸清掃活動に取り組めるような支援措置や環境づくりに努める。

(3) 市町村の主な役割

地域住民と深い繋がりを持つことから、地域に密着した環境づくりを進める上で、重要な役割を担っており、地域の実状に応じた目標や取組の方向等を明らかにすることや、県や海岸管理者等との連携により地域の自主的・積極的な活動を支援していくことが望まれる。

具体的には、環境教育の推進やインターネット、パンフレット等の広報手段を活用した普及啓発を行うとともに、年間の地域活動状況を把握し、広く地域住民の協力を得るような広報活動並びに地域独自の活動の推進や、きめ細やかなサポートが考えられる。

また、海岸漂着物等の回収・運搬や市町村施設等でのごみの処分などの海岸管理者等への協力があげられる。

(4) 地域住民、民間団体、事業者等の主な役割

海岸漂着物等の問題を認識し、一人一人が日常生活において3R活動等に取り組む、ごみの削減を推進するとともに、地域での海岸清掃活動等に自主的・積極的に参加することにより環境への意識の高揚を図り良好な海岸環境を守っていくことが求められる。

民間団体等においては、豊富な経験に基づく知見やネットワークを活用し、県及び市町村等と連携して、海岸漂着物等の発生抑制に関する普及啓発等に参画することが望まれる。

事業者等においては、社会貢献の一環として、海岸清掃活動等への参画や支援等が望まれる。

<関係者の役割分担及び相互協力のイメージ>

第5章 その他必要な事項**1. モニタリングの実施**

県、海岸管理等、市町村は、地域の海岸漂着物の実態を把握するため定期的な調査を行うとともに、回収事業等の実施結果を検証し情報を提供して、今後の回収事業の効率化に努める。

2. 災害等の緊急時における対応

災害等により大量な海岸漂着物等が発生した場合又は危険物等の漂着時における、関係者間の緊急連絡体制の構築を図る。

3. 計画の見直し

国の基本方針では、海岸漂着物処理推進法の施行後3年を経過した場合において、施策の実施状況等を勘案し、本基本方針の改定等の必要な措置を講ずるものとされている。

本計画においても、国の基本方針の改定等や千葉県内における海岸漂着物対策に係る状況の変化等に対して、柔軟に対応するため必要に応じ計画内容の見直しを行う。

4. 計画の実施

本計画に基づき、国の地域グリーンニューディール基金を活用し、平成22年度から、実施可能な重点区域から回収処理等の事業を実施するものとする。

また、今後、国の財政措置等の動向を踏まえながら、継続して効果的な施策の展開を図る。

第6章 その他必要な事項**1. モニタリングの実施**

県、海岸管理等、市町村は、地域の海岸漂着物の実態を把握するため定期的な調査を行うとともに、回収事業等の実施結果を検証し情報を提供して、今後の回収事業の効率化に努める。

2. 災害等の緊急時における対応

災害等により大量な海岸漂着物等が発生した場合又は危険物等の漂着時における、関係者間の緊急連絡体制の構築を図る。

3. 計画の見直し

国の基本方針の改定や海岸漂着物対策に必要な財政措置の状況、本県における海岸漂着物を取り巻く状況の変化等に対して柔軟に対応するため、千葉県海岸漂着物対策推進協議会の協議に付した上で、必要な計画内容の見直しを行う。